

## 浦内橋橋梁架替工事計画に関する提言

### 1 工事期間中の工事車両の運行に伴う問題

#### 【計画されている内容】

- ・資材は、基本的に白浜港に搬入されるため、工事車両は白浜浦内橋間を行き来することが多くなることが想定されている。ただし、天候等の事情により仲間港、上原港への資材搬入、それらの港と工事現場との間の車両の通行もあり得るとされている。
- ・工期10年（予定）にわたって、工事車両の運行がある。

#### 【問題点】

- ・工事車両の運行密度が現段階で不明である。工事車両が高密度に運行されることになれば、イリオモテヤマネコを始めとした野生動物の事故リスクが高まり、またその重量を考えれば、接触による致死率も高まると考えられる。
- ・特に工事車両の行き来が多くなると推測される白浜浦内橋間は、近年既に、イリオモテヤマネコの交通事故多発区間となっている（①2016年1月18日（祖納）、②2016年3月28日（フカンタ）、③2017年7月16日（祖納）、④2017年9月22日（ミナピシ）、⑤2018年12月5日（フカンタ）、⑥2018年12月12日（祖納）<sup>1</sup>）。その要因の一つに、この区間は、かつてのエコロード事業対象外であり、一切のハード対策が採られていないことがあげられる。このような区間に、工事車両が高密度で、しかも長期にわたって走行することとなれば、事故リスクは飛躍的に高まる。
- ・もっとも交通量が多くなると想定されている白浜浦内橋間には複数の集落が含まれ、それ以外の区間には、豊原を除く県道沿いの全ての集落が含まれることになるが、工事についての地元での説明会が現時点で開かれていない。

#### 【提言】

- 1-1 工事車両の運行に関する以下の事項に関する予測・検討を行い、公表すること。
  - ・ルートごとの交通密度（時間当たりの通行台数等）
  - ・運行する工事車両の積載重量別台数
  - ・同車両の交通時間帯
- 1-2 白浜～浦内橋の工事車両走行区間に関しては、当該工事に先立ち、専門家の意見に基づき、

---

<sup>1</sup> 環境省イリオモテヤマネコ保護増殖検討会資料

かつ地域住民の意見を踏まえたハード対策を行うこと。ハード対策には、道路の高架橋化、道路下へのイリオモテヤマネコ移動用アンダーパスの設置、ヤマネコをアンダーパスへ誘導するための道路侵入抑制策の設置等が含まれる。

1-3 工事の請負業者への発注仕様書等において、各請負業者等は、その自動車運行業務の担当者に以下の事項を遵守させなければならない旨明記すること。

- ・自動車を運行するときは、道路における危険の防止及び交通の安全と円滑に支障を生じない限度において、イリオモテヤマネコの個体への衝突及び接触を防止するに足りる、前方注視及び速度調整等の措置をとらなければならないこと。
- ・その運行に係る自動車をイリオモテヤマネコの個体に衝突又は接触させたときは、直ちに、環境省西表野生生物保護センター（沖縄県八重山郡竹富町字古見）の運営する「ヤマネコ緊急ダイヤル」（電話 0980-85-5581）に、その旨を報告しなければならないこと。
- ・その運行に係る自動車をイリオモテヤマネコの個体に衝突又は接触させ、当該個体が道路上にあって自ら移動しない状態にあるときは、後続車による轢過を防止するため、当該措置をとる者の道路交通上の安全及び当該イリオモテヤマネコの個体から受ける人身被害防止を確保できる限度において、当該個体を車道の外に移動させなければならないこと。
- ・前項の衝突又は接触があった日から起算して 30 日を経過する日までの間に、当該イリオモテヤマネコの交通事故に係る報告書を、竹富町長に提出しなければならないこと。
- ・道路において、既に死傷又は衰弱したイリオモテヤマネコの個体を認めたときは、直ちに、「ヤマネコ緊急ダイヤル」に、その旨を報告するとともに、当該個体が道路上にあって自ら移動しない状態にあるときは、後続車による轢過を防止するための前々項記載の措置をとらなければならないこと
- ・イリオモテヤマネコの生きた個体を道路又は道路に隣接した区域で目撃したときは、できる限り速やかに、「ヤマネコ緊急ダイヤル」に、その旨を報告しなければならないこと。

1-4 工事車両の通行によりその生活環境が影響を受ける可能性のあるすべての集落に対し、1-1, 1-2, 1-3 の提言への対応を含め、本工事計画の内容およびその生活環境への悪影響回避のためにとる措置について十分な説明を行い、住民から要望が出された場合は、可能な限り、それを工事車両の運行の仕方に反映させること

## 2 迂回路の構造から生じる問題（イリオモテヤマネコ関係）

### 【計画されている内容】

- ・本橋の上流側に、左岸側盛土および右岸側仮橋で構成される迂回路が計画されている。
- ・そのうち、左岸側盛土が行われる区間は、現在の本橋の西端から 3 番目の橋脚手前にまで及び（盛土延長区間：75m）、さらに迂回路の上流側には、上記 3 番目橋脚手前から浦内橋西詰め先の浦内川観光仮駐車場（展望台向かい側）に至るまで盛土されることとなっている（補強土工区間 延長：245.7m）。
- ・左岸側盛土の上流側の傾斜は、45 度とされている。

### 【問題点】

- ・干潮時、イリオモテヤマネコが浦内側左岸のマングローブ林から浦内橋下を經由し、海へ通じる経路は、完全に盛土されることになる。現時点での計画では、潮汐の関係で干満の差が大き

い場合は干潮時にわずかに移動経路が確保される可能性があるが、盛土により発生する潮流の関係で、そのわずかな移動経路も浸食、消滅するおそれがある。その場合、

✓イリオモテヤマネコが傾斜約 43 度なら上り下りが可能とされている<sup>2</sup>ことから、ヤマネコが浦内川左岸において浦内橋下を通過して上下流を移動することが不可能となるおそれがある。

✓逆に、盛土表面が階段状に施行されるなどしてヤマネコが登れる条件となった場合、ヤマネコが左岸マングローブ林内の移動ルートから仮設橋上に誘導されるおそれがあり、交通事故リスクを生じることになる。

- ・イリオモテヤマネコが左岸側盛土を物理的に上ることができるかどうかに関係なく、盛土に沿って西側に誘導される傾向を生じる結果、浦内川観光仮駐車場付近の道路上に出現する頻度が増し、交通事故リスクを高めることになる。

#### 【提言】

- 2 迂回路は、左岸側も盛土でなく仮橋構造とすること。

### 3 迂回路の構造から生じる問題（マングローブ関係）

#### 【計画されている内容】

- ・ 2 で述べたとおり。

#### 【問題点】

- ・平成 28 年度、29 年度の設計前に専門家へのヒアリングが実施されているが、詳細設計完成後には実施されていない。
- ・盛土により周辺マングローブ林内における潮汐の流速変化、流路の変化が発生し、河川底質の浸食、堆積が広範囲で発生する可能性があり、盛り土部分の埋め立ての悪影響のみならず、盛り土の上下流のマングローブおよびそこに生息する水生生物へ悪影響を及ぼすおそれがある。また、工期が 10 年（マングローブの復旧工事まで入れると 12 年）と長く、その影響が長期にわたる点も懸念される。

#### 【提言】

- 3 現在の詳細設計を前提に、水生生物およびマングローブに関する複数の専門家へのヒアリングを実施し、その意見を設計変更および工事の実施方法に反映すること。

### 4 資材置き場、工事車両の駐車スペースなど、工事に付随する土地改変による問題

#### 【問題点】

---

<sup>2</sup> 沖縄県環境部自然保護課、(株)南西環境研究所、2018、世界自然遺産登録に向けたイリオモテヤマネコ交通事故防止対策の検証事業 ヤマネコの交通事故防止対策基本計画 平成 30 年 3 月

- ・現在、浦内川観光駐車場（浦内橋西）と、サーチ入り口の2か所に資材置き場が整備されているが、工事の進捗に応じ、これらの資材置き場が拡張、あるいは新設される可能性がある。また、盛り土区間以外に工作機械やクレーンなどの重機を設置し、あるいは工事車両の駐車スペースを確保するため、周辺のマングローブ伐採、湿地の埋め立てなどの土地改変が行われる可能性がある。

一方、浦内川周辺は、イリオモテヤマネコの定住も確認されていること、環境省レッドリストで絶滅危惧IB類に指定されているミミモチシダの大規模な群落を始め、竹富町自然環境保護条例の特定希少野生動植物種にも指定されている水生生物が生息する希少な湿地環境が残されていること等から、上記のような工事に付随した土地改変は、これらに深刻な悪影響を及ぼすおそれがある。

それにもかかわらず、現時点では、これらの工事に伴う土地改変について、予測・計画がなされていないため、工事の進捗に応じて必要が生じる都度、上記自然環境に十分な配慮を行う余裕がないまま、場当たりの土地改変がなされるおそれがある。

#### 【提言】

- 4 工事に付随した周辺の土地改変についても、イリオモテヤマネコ、水生生物、マングローブに関する複数の専門家へのヒアリングを実施した上で、それらへの影響を回避できる具体的な整備計画を策定すること。

以上

JTEF 西表島支部やまねこパトロール

事務局長 高山雄介

〒907-1541 沖縄県八重山郡竹富町上原 656 - 2

Tel 0980-85-6208

Email : takayama@itef.jp